

岩手県告示第212号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第3号の規定に基づき知事が定める契約（平成17年岩手県告示第1096号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1)～(8) [略] (9) <u>農業改良資金</u> その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務 (10) <u>流域下水道維持管理業務</u> (11) [略] (12) [略] (13) [略]	2 次に掲げる役務の提供を受ける契約 (1)～(8) [略] (9) <u>農業近代化資金</u> その他の制度資金の貸付け及びこれに付随する業務 (10) [略] (11) [略] (12) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	